請願第８号

「テロ等防止法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

日ごろの議員活動に敬意を表します。

「テロ等防止法＝共謀罪法」が６月１５日に参議院を通過し、７月１１日から施行されました。

国会審議が進めば進むほど法案の「危うさ」「違法性」などが明らかになり、法務大臣の答弁のいい加減さが目立ちました。専門家からは「刑法としての体裁が整っていない」、愛知県知事からは「怖くて使えない法律」と酷評されています。

「共謀罪」法は実行行為前の「話し合う、相談する」ことが罪に問われます。政府は「一般市民は対象にならない」としていますが、「一般市民かどうか」の判断は警察が行います。大垣市では、警察が風力発電所建設に反対する一般市民を監視し、収集した情報を関係会社に提供する事件が起き、裁判になっています。一般市民が、知らない間に犯罪者にされる事態はすでに生まれています。さらには「密告」されることで「犯罪者」にされてしまう怖さも指摘されています。

政府は「この法律がないと 2020 年のオリンピックは開けない」などと言ってきました。そしてテロ防止の為にはＴＯＣ条約を締結することが不可欠であり、その為テロ等防止法＝共謀罪が必要だと主張しています。しかし、国連でＴＯＣ条約のガイドラインを執筆した当の本人が、「条約はテロ防止を目的にしたものではない」と明言しています（資料）。

さらに、「何をテロとするのか」の明確な規定もありません。多くの学者・研究者や弁護士からは「共謀罪法を作らなくても、現在の法体系の中で十分対処できる」と指摘されています。なぜなら、日本はすでにテロ防止の為の国際条約を１３本締結しており、また、重大な犯罪に対してはまだ準備段階において取り締まれる法律がすでに制定してあって、2020 年のオリンピックが日本に誘致できた大きな要因に、日本の治安の良さがあったことは記憶に新しいところです。さらに、参議院では「中間報告」という形で委員会採決を省略し、本会議で強行採択しました。「数の力」を笠に、国権の最高機関である国会の地位を貶めるものではないでしょうか。

施行された「テロ等防止法」は、過去３回も国会で廃案になっている「共謀罪法」の名前を変えたものでしかありません。国民に対する監視と管理の強化、プライバシーや内心の自由の侵害が危ぶまれ、市民生活、社会全般に計り知れない影響を及ぼします。「戦前の治安維持法と同じだ」との声が上がるのも当然だと思います。私たちは「テロ等防止法」の廃止を求めます。

【請願事項】

「テロ等防止法の廃止を求める意見書」を国に提出してください。